

明治四十二年法律第二十八号

明治四十二年法律第二十八号（軌道ノ抵当ニ關スル法律）

第一条 軌道ノ抵当ニ關シテハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外鉄道抵当法ヲ準用ス

第二条 軌道財団ハ左ニ掲ケルモノニシテ軌道財団ノ所有者ニ屬スルモノヲ以テ之ヲ組成ス

一 軌道線路、其ノ他ノ軌道用地及其ノ上ニ存スル工作物並之ニ屬スル器具機械

二 工場、倉庫、厩舎、發電所、變電所、配電所、事務所、舎宅其ノ他工事又ハ運輸ニ要スル建

物及其ノ敷地並之ニ屬スル器具機械

三 用水ニ關スル工作物及其ノ敷地並之ニ屬スル器具機械

四 軌道用通信、信号又ハ送電ニ要スル工作物及其ノ敷地並之ニ屬スル器具機械

五 前四号ニ掲ケタル工作物ヲ所有シ又ハ使用スル為他人ノ不動産ノ上ニ存スル地上權、登記シ

タル賃借權及前四号ニ掲ケタル土地ノ為ニ存スル地役權

六 車両及馬匹並之ニ屬スル器具機械

七 保線其ノ他ノ修繕ニ要スル材料及器具機械

第三条 特許ニ附シタル條件ニ依リ軌道財団ニ屬スルモノヲ無償ニテ国又ハ公共団体ニ引渡スヘキ

トキハ其ノ財団ヲ目的トスル抵當權ハ消滅ス

第四条 軌道營業者カ株式会社ニ非サル場合ニ於ケル軌道ノ抵当ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 （昭和三十一年四月二日法律第六三号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。